**平成２１年（フ）第１３４７９号**
東京都墨田区緑４丁目16―６―306
債務者　鳥村　洋介
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　淳子
4　破産債権の届出期間　平成21年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１４５号**
鳥取県西伯郡大山町御来屋757番地１
債務者　湯谷　和忠
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和久
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２１年（フ）第１４９号**
広島県呉市焼山北３丁目11番30号
債務者　岡本　正孝
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　誠吾
4　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第３５５号**
北海道旭川市東旭川町沼倉145番地の２
債務者　間島　静子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月７日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
旭川地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２１年（フ）第１４３３号**
福岡県大野城市大城３丁目22番13号
債務者　濵﨑　俊光
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１９４号**
山形市鉄砲町１丁目14番51号　メダリアスＢ―103号
債務者　樋渡美枝子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２５８号**
山形市双葉町２丁目10番33―602号　コーポ双葉
債務者　海谷　　聡
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２７５号**
山形県西村山郡朝日町大字常盤に98番地の１
債務者　佐竹　　忠
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第２７８号**
群馬県太田市牛沢町988番地２
債務者　寺内　聖美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第１７４号**
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目22番16号　パナハイツ植松202号
債務者　山岸　富枝
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第３８９号**
長崎県長崎市日の出町６番９号
債務者　山根　千草
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第７３号**
静岡県富士宮市村山958番地の１
債務者　村松ゆみ子（旧姓有賀）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

**平成２１年（フ）第１０７５号**
愛知県半田市花園町１丁目３番地の24　ハイツ朝日Ｃ棟102号
破産者　水澤とし子
1　主文　当裁判所が平成21年５月25日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県半田市青山４丁目２番地の１コートスクエアＢＬＤ207号」とあるのを「愛知県半田市花園町１丁目３番地の24　ハイツ朝日Ｃ棟102号」と更正する。
2　決定年月日　平成21年７月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２０年（フ）第１１０７号**
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目74番37―35号
破産者　上𠀋元香奈子
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２０年（フ）第５５４号**
北海道深川市９条17番43号
破産者　飯沼　一雄
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部